

2021年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町11番12号

中央ビルト工業株式会社

代表取締役社長 齋 藤 健

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月17日(木曜日)午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋3丁目6番2号
日本橋フロント 6階 AP日本橋 ABルーム
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第70期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は軽装（クールビズスタイル）にて実施いたしますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ <http://www.chuo-build.co.jp> ）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえご来場いただき、入り口でのアルコール消毒、マスク着用などの感染予防対策にご協力をお願い申し上げます。

開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本株主総会会場において、運営スタッフはマスク着用の上でご対応させていただきます。ご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月 1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が抑制され停滞する中、極めて厳しい状況で推移し、経済活動の再開が段階的に進められたことに伴い一旦は足下の景気動向には持ち直しの動きが見られたものの、収束の兆しは未だ見えておらず、先行き不透明な状況が続いております。

当社事業のよって立つ建設業界では、災害対策や公共インフラの老朽化に伴う修繕・整備の需要により公共投資は堅調に推移したものの、一方で民間投資では、新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインドの低下に伴い企業業績が悪化し、慎重な投資姿勢が続いております。

住宅業界においては、首都圏を中心としたマンション価格の高騰でマンションから戸建てに需要が流れる動きもあり、さらにコロナ禍における感染予防に対する意識の高まりで、戸建住宅への需要が高まっておりますが、新設住宅着工戸数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2020年度はこの10年間で最低となり、2021年度も横ばいが続くことが予想されます。

このような経済環境におきまして、当事業年度の当社業績は、住宅鉄骨事業が好調だったこともあり売上高79億4千7百万円（前期比9.9%増）と前期比増収となりました。しかし損益面では新型コロナウイルス感染拡大がもたらした建設市場の不振による影響に加え、市場の不振による競争激化など環境悪化により仮設機材事業が大幅不振であったため、経常損失3億4千8百万円（前期は1億4百万円の経常利益）、貸与資産の減損損失等を加えた結果、当期純損失10億2千1百万円（前期は1億4千5百万円の当期純利益）と大幅な赤字となりました。

来期につきましては、仮設機材事業の再建と住宅鉄骨事業の安定化を図ると共に、大幅な売上回復が見込めない環境の中で、利益を残せる会社とすべく抜本的な体質改善に注力します。これらの実現に向け、経営陣及び社員

一人一人が会社にとって何をすべきかを考え、会社を変えていくことに全力を挙げていく所存です。

株主の皆様におかれましては一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますと存じます。

部門別の状況は以下の通りであります。

仮設機材事業

仮設機材事業につきましては、都心部を中心に需要はあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事の中止・延期等相次いだことにより市場環境が悪化したことで、全体の受注環境は低調となりました。

部門別に見ますと、販売部門では、各需要家がコロナ禍で投資を控えたことも大きく影響し、主力の「幅木」が前年比で大きく落ち込み、その他製品においても売上は全般的に低調だったため、売上高10億4千1百万円と前期比42.7%減となりました。

賃貸部門につきましては、工事監理者不足の影響による材工一式発注の工事現場が増えたことと、新型コロナウイルス感染症の影響による市場環境の悪化で工事現場数が減少し競争が激化したこともあり、仮設機材の稼働は予想以上に伸びず、売上高17億6千6百万円と前期比24.9%減となりました。

住宅鉄骨事業

住宅鉄骨事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により元になる住宅の受注件数は減少したものの、当事業に関連する住宅の着工数が上期を中心に増えたことにより、月別の生産量は過去最高を更新し、結果売上高は51億3千9百万円と前年比67.9%増となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第69期 (2020年3月期)		第70期 (2021年3月期)		前期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
仮設機材販売	1,817	25.1	1,041	13.1	△775	△42.7
仮設機材賃貸	2,352	32.5	1,766	22.2	△586	△24.9
住宅鉄骨事業	3,061	42.4	5,139	64.7	2,078	67.9
合計	7,231	100.0	7,947	100.0	716	9.9

②設備投資等の状況

当事業年度においては、賃貸部門での新規機材投資7億1百万円、仮設機材部門及び住宅鉄骨部門の製造設備更新等1億2千1百万円、合計8億2千2百万円の設備投資を行いました。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第67期	2018年度 第68期	2019年度 第69期	2020年度 (当事業年度) 第70期
売 上 高(百万円)	5,885	6,055	7,231	7,947
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	△115	204	104	△348
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△99	111	145	△1,021
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△42.49	47.53	61.96	△434.39
総 資 産(百万円)	9,423	8,814	8,507	7,723
純 資 産(百万円)	3,401	3,452	3,539	2,458
1株当たり純資産額(円)	1,445.85	1,467.88	1,504.94	1,045.61

(注) 2017年10月1日付けで、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③その他

重要な業務提携の状況

相 手	先	契 約	内 容
旭化成ホームズ株式会社			製品の製造受託に関する業務提携

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、引き続き先行き不透明な状況が続くと思われませんが、当社の依存する建設業界では首都圏の再開発工事、災害に備えるインフラ関連工事が見込まれ、仮設機材事業の業績回復に繋げるべく、製販一体となって取り組んでまいります。住宅鉄骨事業はさらなる生産増大に対応すべく環境整備を計画的に進め事業計画を達成すべく取り組んでまいります。

具体的には次の事項に注力、対処してまいります。

①商品開発への取り組み

人への依存度が高い建設現場においては人手不足の影響を受けやすく、多様な人材活用を背景に仮設機材の軽量化(省力化)が求められています。また、市場の成熟に伴って商品の差別化が困難になり、低価格が求められる中、当社としても軽量化とコストダウンを目指してきましたが思うような結果が得られず、開発に後れを取っております。この後れを取り戻すべく、開発部門の人員を増員することで商品化のスピードアップを図ります。

②仮設機材事業の業績回復

販売部門・賃貸部門共に競争優位性の高い商品開発が最優先課題であり、市場ニーズを汲み取って独自商品の開発に繋げることに一層注力して参ります。また、市場の悪化による競争激化に対し、旭化成グループであることを有効活用し、グループ同士の連携を一層強化することで、受注増に取り組んで参ります。

③住宅鉄骨事業の取り組み

新たに基礎梁の製造を始めることにより、生産品種を増やし、また、製造スペースや置き場の拡張を進め、製造環境の整備に努めてまいります。

④内部統制及び法令遵守の強化

全社員に対し守るべきルールについて事例等を活用して内部監査室が中心となり教育を行い理解の深耕に努め、引き続きコンプライアンスの強化に努めてまいります。

⑤財務体質の強化を目指す

不稼働資産処分の更なる推進と投資対効果の観点から厳正に精査した投資により資産の効率化を図ります。各部門において生産性の向上と利益率改善により有利子負債の圧縮を推進し自己資本比率の改善を図り財務体質を強化してまいります。

2018年に策定した中期3ヶ年経営計画は大幅な未達という結果になりました。引き続き厳しい事業環境が継続するものと予想されますが、2021年5月に新たに策定した中期経営計画の実現に向けて、グループ企業との連携を強化し、全社一丸となって業績向上に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層の御支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

①土木・建築用仮設機材の製造、販売並びに賃貸

②各種省力化型枠工法の設計、施工並びに関連部材の製造、販売及び賃貸

③住宅用鉄骨部材の加工及び販売

2001年3月8日 登録番号0883号

J I S Q9001 : 2015/

I S O 9001 : 2015

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
支 店 東北（宮城県）、中部（愛知県）、関西（大阪府）
九州（福岡県）
営 業 所 広島
工 場 千葉、名古屋（愛知県）
機材センター 仙台（宮城県）、千葉、厚木（神奈川県）
名古屋（愛知県）、関西（京都府）、広島、福岡
北九州（福岡県）

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名(40名)	+1名(△3名)	45.8歳	11.9年

(注) 1. 使用人数は就業員数（社外から当社への出向者を含む）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、社外から当社への出向者を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 り そ な 銀 行	587
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	470
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	385
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	342
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	304
株 式 会 社 北 陸 銀 行	300
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	285
株 式 会 社 京 都 銀 行	200
株 式 会 社 千 葉 銀 行	191
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	157
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	84
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	65
株 式 会 社 常 陽 銀 行	50

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、過年度において名古屋工場で行われていた不適切な会計処理によって発生した調査費用、訂正決算に関する監査費用等の支出による損害について、2018年5月15日付で、当社元取締役役に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしました。なお、本訴訟は係争中であります。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,378,740株 |
| (3) 株主数 | 2,221名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
旭化成ホームズ株式会社	770千株	32.7%
アルインコ株式会社	221	9.4
日鉄建材株式会社	96	4.1
遠藤晶久	60	2.6
高梨嘉嗣	59	2.5
大日メタックス株式会社	44	1.9
磯貝實	37	1.6
三井住友信託銀行株式会社	34	1.5
町田泰則	20	0.9
西本安秀	17	0.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を27,166株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示していません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役 の 状 況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	齋 藤 健	仮設機材事業本部長
取 締 役	庄 野 豊	技術商品開発本部長 兼 第2製造本部長
取 締 役	石 井 裕	社長付
取 締 役	鈴 木 広 斗	経営企画本部長 兼 管理本部長
取 締 役	城 戸 信 介	住宅鉄骨事業本部長
取 締 役	河 野 哲 也	第1製造本部長
取 締 役 (社 外)	実 野 現	弁護士
取締役 常勤監査等委員 (社外)	小 野 尚 之	旭化成ホームズ株式会社 人事部付
取締役 監査等委員 (社外)	壱 岐 尾 透	
取締役 監査等委員 (社外)	岡 本 直 也	弁護士

- (注) 1. 取締役監査等委員小野尚之氏は、経営者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役監査等委員壱岐尾透氏は、複数の企業で取締役として経営に携わってきた経験を持ち、内部監査部門、監査役としての経験を通し、内部監査、及びコーポレートガバナンスに関する幅広い知識を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小野尚之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役齋藤健氏は、2020年6月19日付で常務取締役から代表取締役社長に就任しております。
5. 2020年7月6日開催の第69回定時株主総会継続会終結の時をもって、取締役西本安秀、寺田真人および取締役監査等委員岡田一馬の三氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2020年8月7日付けで取締役監査等委員岡本政明氏は辞任により退任し、同日付で補欠の取締役監査等委員岡本直也氏が取締役監査等委員に就任いたしました。
7. 当社は、取締役実野現、壱岐尾透および岡本直也の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役実野現氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、2020年8月7日をもって辞任いたしました取締役監査等委員岡本政明氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員を含む）及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

- ・役員報酬の基本方針は、株主との価値共有や株主重視の経営意識を高める制度とし、当社の企業価値向上に向けた経営陣の業績責任を明確にできるものとし、当社の持続的成長に向けたインセンティブとして機能するものとする。
- ・当社の業務執行取締役の報酬体系は、『固定報酬』と『業績連動報酬』で構成され、固定報酬は毎月定額を支給しており、役位、職責、在任年数、貢献度に応じて他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定することとする。
- ・業績連動報酬等は、各事業年度毎の営業利益の目標値に対する達成度合い、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとする。尚、非金銭報酬の支給は行わないものとする。
- ・業務執行取締役の個人別の報酬等の種類毎の比率は、下表の通りとする。

	下限時	標準時	上限時
固定報酬	100%	75%	60%
業績連動報酬	0%	25%	40%

※固定報酬の額は、常に一定額であり、下限時、標準時、上限時で増減は無い。

- ・社外取締役の報酬体系は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみを毎月定額で支給することとする。
- ・取締役監査等委員の報酬体系は、取締役の業務執行に対する監査の職責を担うという観点から固定報酬のみを毎月定額で支給することとしており、報酬額の決定は監査等委員会決定することとする。

- ・監査等委員以外の取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	47 (3)	45 (3)	1 (0)	9 (1)
取締役 監査等委員 （うち社外取締役）	19 (18)	19 (18)	0 (0)	5 (4)
合 計	67	65	1	14

- (注) 1. 上記は、2020年7月6日開催の第69回定時株主総会継続会終結の時をもって退任した取締役2名ならびに監査等委員である取締役1名、および8月7日付で辞任により退任した取締役監査等委員1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の支給額には、社外から当社への出向者（4名）に対する当社から出向元に支払う金額の役員報酬分を含めております。
4. 業績連動報酬に係る業績指標は営業利益の目標値に対する達成度合いであり、目標値1億2千6百万円に対し、実績は3億4千9百万円の営業損失となっております。当該指標を選択した理由は、営業活動の成果が顕著に表れるためであります。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第65回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 取締役監査等委員の報酬限度額は2016年6月24日開催の第65回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役監査等委員の員数は3名です。
7. 上記の支給額には、当事業年度における取締役（監査等委員を除く）3名に対する役員賞与引当金の繰入額1百万円が含まれております。
8. 取締役会は、代表取締役齋藤健に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。
9. 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役監査等委員小野尚之氏は、当社の大株主である旭化成ホームズ株式会社社の従業員であります。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 実野 現	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、役員人事案策定委員会・役員報酬策定委員会ならびに報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 監査等委員 小野 尚之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 取締役会において、メーカーの経営者であった経験・見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、財務報告の適正性等内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 監査等委員 岡本 政明	当事業年度において、2020年8月7日退任までに開催された取締役会5回の全てに、また監査等委員会5回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、法律面からの発言を行っております。 また、役員人事案策定会議・役員報酬策定会議の委員として、辞任までに開催された委員会3回のうち2回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 監査等委員 老岐尾 透	2020年6月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 複数の企業で取締役として経営に携わってきた経験、内部監査部門、監査役としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、コーポレートガバナンス体制の強化、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 また、報酬諮問委員会の委員として、就任以降に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 監査等委員 岡本 直也	2020年8月7日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また監査等委員会8回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、法律面からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月24日の取締役会において、内部統制に関する基本方針について決議し、2016年6月24日の取締役会において一部改正いたしました。その概要は、次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人としての良識と責任をもって行動ができるように「コンプライアンス・プログラム」を導入し、「中央ビルト工業株式会社役職員行動規範」を定めている。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。更に、法令上疑義ある行為について直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務執行については原則として月1回開催される取締役会において報告され、法令遵守による業務執行の周知徹底を図るとともに、各取締役の業務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっている。適時開催されている役員会及び部店長会議の場でもトレース、チェックを行う体制を敷いている。また、監査等委員会においてもその職責に基づき取締役及び使用人の職務執行に関する法令遵守を検証する体制をとっている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」「情報システム管理基準」に基づき、適切且つ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を定め期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は社長を委員長とするリスク検討委員会を設置し定例的にリスクの検討・評価・対策等を管理、監督している。

②不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、原則として月1回の定例取締役会及び適時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針並びに重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行うものとする。

②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

③中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役及び各事業部門長により構成された部店長会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

①監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

②当該使用人が他部署の使用人と兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役及び使用人は会社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。なお、前記に拘らず、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

②監査等委員会は、策定した監査方針に従って、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、意見具申や取締役の業務執行状況の監督を行うほか、稟議を始めとする重要書類の閲覧、本社各部門及び支店・営業所の業務監査を積極的に実施し、業務執行の適法性・妥当性に関するチェ

ックを行い、取締役会に監査結果につき報告を行うものとする。また会計監査人と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当該報告者に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨取締役及び使用人に周知徹底している。

8. 監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

9. その他監査等委員会監査が実効的に実施されるための体制

①代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査等委員へ適宜必要な情報を提供し、監査等委員会との活発な意思の疎通を図っている。

②監査等委員の職務の遂行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備している。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況について

内部統制システムの運用状況につきましては、基本方針及び年度監査計画に基づき内部監査室による整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その内容については監査等委員会に報告しております。内部統制システムの運用上検出された問題点等については、是正・改善状況並びに再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また役職員行動規範を定め、取締役及び全ての従業員に対し周知徹底を図り、内部通報制度規程を定め業務に関する法令違反行為等を外部機関（弁護士）に通報する義務を課し、取締役会は内部通報制度の運用状況を監視しています。常勤監査等委員は監査等委員会監査の他に取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,045,572	流 動 負 債	3,680,041
現金及び預金	1,024,502	支払手形	480,323
受取手形	194,668	買掛金	811,503
売掛金	675,754	短期借入金	1,500,000
営業未収金	314,513	1年内返済予定の長期借入金	575,628
製品	384,629	リース債務	18,913
仕掛品	113,735	未払金	20,379
原材料及び貯蔵品	309,431	未払費用	199,669
前払費用	13,627	未払法人税等	7,505
未収金	10,688	前受金	14,205
その他	5,282	預り金	11,784
貸倒引当金	△1,261	賞与引当金	18,645
固 定 資 産	4,677,900	役員賞与引当金	1,810
有 形 固 定 資 産	4,335,794	修繕引当金	14,353
建物	338,151	資産除去債務	5,318
構築物	154,050	固 定 負 債	1,584,602
機械及び装置	89,059	長期借入金	1,349,730
貸与資産	523,662	長期預り金	4,763
車両運搬具	3,530	リース債務	74,404
工具、器具及び備品	45,162	退職給付引当金	130,127
土地	3,070,361	長期未払金	1,098
リース資産	69,465	資産除去債務	24,480
建設仮勘定	42,350	負 債 合 計	5,264,643
無 形 固 定 資 産	35,512	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2,648	株 主 資 本	2,458,829
ソフトウェア仮勘定	30,434	資本金	508,000
水道施設利用権	1,065	資本剰余金	758,543
電話加入権	1,365	資本準備金	758,543
投 資 そ の 他 の 資 産	306,593	利 益 剰 余 金	1,219,930
投資有価証券	200	その他利益剰余金	1,219,930
長期前払費用	268	繰越利益剰余金	1,219,930
繰延税金資産	28,468	自 己 株 式	△27,644
差入保証金	209,963	純 資 産 合 計	2,458,829
その他	71,294	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,723,473
貸倒引当金	△3,600		
資 産 合 計	7,723,473		

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
製 品 売 上 高	5,878,182	
商 品 売 上 高	302,768	
賃 貸 収 入	1,766,526	7,947,478
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	5,629,283	
商 品 売 上 原 価	256,582	
賃 貸 原 価	1,599,420	7,485,287
売 上 総 利 益		462,190
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		812,107
営 業 損 失		349,916
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4	
受 取 解 約 返 戻 金	9,996	
受 取 地 代 家 賃	4,658	
そ の 他	4,449	19,107
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,816	
そ の 他	5,332	18,148
経 常 損 失		348,957
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	29,577	
固 定 資 産 売 却 益	779	30,357
特 別 損 失		
減 損 損 失	545,307	
そ の 他	71,460	616,767
税 引 前 当 期 純 損 失		935,368
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,029	
法 人 税 等 調 整 額	75,133	86,162
当 期 純 損 失		1,021,530

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	508,000	758,543	758,543	2,300,255	2,300,255	△27,525	3,539,273	3,539,273
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△58,794	△58,794		△58,794	△58,794
当期純損失(△)				△1,021,530	△1,021,530		△1,021,530	△1,021,530
自己株式の取得						△119	△119	△119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	△1,080,324	△1,080,324	△119	△1,080,444	△1,080,444
当 期 末 残 高	508,000	758,543	758,543	1,219,930	1,219,930	△27,644	2,458,829	2,458,829

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。
- (4) 固定資産の減価償却方法
 有形固定資産 定額法によっております。
 (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
- | | | | | | | |
|---|---|--------|--------|----|---|--------|
| 建 | 物 | 2年～31年 | | | | |
| 構 | 築 | 物 | 2年～15年 | | | |
| 機 | 械 | 及 | び | 装 | 置 | 2年～10年 |
| 貸 | 与 | 資 | 産 | 5年 | | |
- 無形固定資産
 (リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、原則として残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、残価保証がある場合は、これを残存価額としております。
- (5) 引当金の計上基準
 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 賞与引当金 従業員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 修繕引当金 設備の修繕に伴う費用の支出に備えるため、その見込額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (6) ヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段・・・金利スワップ |
| ヘッジ方針 | ヘッジ対象・・・借入金利息 |
| ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップを借入金等の支払利息の軽減または金利変動リスクヘッジ目的で行うこととしており、投機目的のためには利用しない方針としております。 |
| | ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。 |
| | ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。 |

- (7) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社の有形固定資産の減価償却方法は主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、2020年度の設備投資計画を契機として有形固定資産の使用実態を検討した結果、今後は各設備の稼働状況が安定的に推移すると見込まれるため、定額法による減価償却を行うことが当社の事業の実態を適切に反映するものと判断致しました。

なお、この変更により当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ89,575千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,987,448千円 |
| (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| 1. 金融機関借入金につき担保に供している資産 | |
| 建物 | 76,526千円 |
| 土地 | 1,330,549千円 |
| 計 | 1,407,075千円 |
| 2. 担保に係る債務 | |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 128,568千円 |
| (3) 受取手形の割引高及び手形債権流動化による受取手形の譲渡高 | |
| 受取手形の割引高 | 139,091千円 |
| 受取手形の譲渡高 | 77,308千円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 433,184千円 |
| 短期金銭債務 | 573,448千円 |
| (5) 取締役（監査等委員を含む）に対する長期金銭債務 | 1,098千円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 5,158,515千円 |
| 仕入高 | 3,199,833千円 |
| 土地の受取賃貸料 | 40,734千円 |
| 経費支払高 | 389,435千円 |

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
仮設機材事業部	事業用資産	貸与資産	530,589千円
千葉工場	遊休資産	機械装置等	14,718千円
	計		545,307千円

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社は、事業用固定資産における収益性の低下ならびに遊休資産における市場価値の下落により、投資額の回収が見込めなくなったため、貸与資産をはじめとする固定資産の帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に545,307千円計上いたしました。

なお、回収可能額は貸与資産については使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額を使用し、機械装置等については零と評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,378,740	—	—	2,378,740

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,963	256	53	27,166

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は、単元未満株式の買増によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

2020年6月19日開催の第69回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	58,794千円
・1株当たり配当金額	25円00銭
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月22日

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの無配のため、該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	39,844千円
賞与引当金	5,709千円
資産除去債務	9,968千円
棚卸資産評価損	8,210千円
修繕引当金	4,395千円
繰越欠損金	192,834千円
減損損失	171,865千円
その他	4,742千円
繰延税金資産小計	437,570千円
評価性引当額	△409,101千円
繰延税金資産の総額	28,468千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	—千円
繰延税金負債の総額	—千円
繰延税金資産の純額	28,468千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金等に係る顧客の信用リスクは、信用程度規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。長期借入金の中には変動金利のものがあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	1,024,502	1,024,502	—
②受取手形	194,668	194,668	—
③売掛金	675,754	675,754	—
④営業未収入金	314,513	314,513	—
⑤支払手形	(480,323)	(480,323)	—
⑥買掛金	(811,503)	(811,503)	—
⑦短期借入金	(1,500,000)	(1,500,000)	—
⑧長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(1,925,358)	(1,922,366)	△2,991

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金、④営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤支払手形、⑥買掛金、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金(1年内返済予定を含む)の時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変動していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社の 子会社	旭化成住工 株式会社	滋賀県 東近江市	2,820,000	住宅部材の 総合生産	—	なし	住宅部材 の製造受 託	製品の 販売	5,139,704	売掛金	428,506
								材料の 仕入	3,199,833	買掛金	565,112
								給与 負担 金	55,643	未払費用	4,646

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売は、総原価を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。
- (2) 材料の仕入は、市場価格を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。
- (3) 取引金額は消費税等抜きで債権・債務の期末残高は消費税等込みの金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,045円61銭
1株当たり当期純損失 434円39銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	1,021,530千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失	1,021,530千円
普通株式の期中平均株式数	2,351,642株

普通株式の期中平均株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

中央ビルト工業株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鹿 目 達 也 ⑩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	片 岡 嘉 徳 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央ビルト工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。尚、監査上の主要な検討事項については、UHY東京監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

中央ビルト工業株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 小 野 尚 之 ⑧
監 査 等 委 員 老 岐 尾 透 ⑧
監 査 等 委 員 岡 本 直 也 ⑧

(注) 監査等委員小野尚之、老岐尾透及び岡本直也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会における意思決定の迅速化のため3名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、指名諮問委員会の答申を経ております。また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さいとう けん 齋藤 健 (1965年4月10日生)	2005年4月 当社入社 2009年5月 機材営業本部東京支店 営業一部長 2013年4月 執行役員機材営業本部 東京支店営業部長 2013年6月 執行役員機材営業本部 副本部長兼東京支店長 2014年6月 取締役機材営業副本部長 兼東京支店長 2015年4月 取締役技術商品開発本部長 2018年4月 取締役技術商品開発本部長 兼製造本部長 2018年8月 取締役技術商品開発本部長 兼第2製造本部長 2019年4月 取締役技術商品開発本部長 兼第2製造本部長兼名古屋工場長 2019年6月 常務取締役技術商品開発本部長 兼第2製造本部長兼名古屋工場長 2020年4月 常務取締役仮設機材事業本部長 2020年6月 代表取締役社長兼仮設機材事業 本部長 2021年4月 代表取締役社長（現任）	2,600株
取締役候補者とした理由 当社営業部門、商品開発部門および製造部門における豊富な経験を有し、これらの経験、実績を活かし当社経営を担うことを期待できるため取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	しょうの ゆたか 庄 野 豊 (1965年7月19日生)	1991年3月 当社入社 2009年5月 機材営業本部東京支店 営業二部長 2012年7月 機材営業本部東京支店長 兼営業二部長 2013年4月 参与兼機材営業副本部長 兼東京支店長 2013年6月 取締役機材営業本部長 2015年4月 取締役機材営業本部長 兼東京支店長 2017年4月 取締役仮設機材事業本部長 兼東京支店長 2018年4月 取締役仮設機材事業本部長 2020年4月 取締役技術商品開発本部長 兼第2製造本部長 2021年4月 取締役仮設機材事業本部長 (現任)	2,900株
取締役候補者とした理由 当社営業部門における豊富な経験を有し、これらの経験、実績を活かし当社経営を担うことを期待できるため取締役候補者いたしました。			
3	き ど しんすけ 城 戸 信 介 (1957年5月1日生)	1982年4月 旭化成株式会社入社 2008年6月 旭化成エレクトロニクス株式会社 企画管理部長 2012年4月 同社取締役兼執行役員 2014年4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2015年4月 旭化成株式会社 社長付 2015年6月 同社常勤監査役 2019年6月 旭化成ホームズ株式会社 人事部付 (現任) 当社取締役住宅鉄骨事業本部長 (現任)	一株
取締役候補者とした理由 メーカーにおける豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの経験、実績を活かし当社経営を担うことを期待できるため取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	まつざわ のりお 松澤 範生 (1965年11月30日生)	1988年4月 株式会社富士銀行入社 (現株式会社みずほ銀行) 2009年1月 同行九段二部付参事役 2011年1月 同行職域営業部東日本営業室長 2015年7月 同行リテール法人営業推進部参事役 2018年5月 同行法人業務部参事役 2020年8月 同行小舟町第二部付参事役 当社仮設機材事業本部東京支店長 2021年4月 当社入社 経営統括本部長(現任)	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>前職の銀行業務における豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの経験、実績を活かし当社の経営を担うことを期待できるため取締役候補者と致しました。</p>			

- (注) 1. 松澤範生氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役小野尚之、壱岐尾透の両氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。これにより、2020年6月19日開催の第69回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された加藤雅教氏が小野尚之氏の補欠として監査等委員である取締役に就任いたします。つきましては、壱岐尾透氏の補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期を満了する時までであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
じつの げん 実野 現 (1977年6月15日生)	2006年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 登録番号34910 2008年4月 日弁連接見交通権確立委員会委員 2012年11月 実野現法律事務所開設 2013年4月 第一東京弁護士会 刑事弁護委員会副委員長 2014年4月 東京三弁護士会 災害対策委員会委員 2015年6月 当社社外取締役(現任)	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 当社の社外取締役となること以外に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営と監査体制の強化に活かしていただくことを期待できるため社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に際し、客観的・中立的な立場に関与していただく予定です。		

- (注) 1. 実野現氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 実野現氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 実野現氏は社外取締役候補者であります。
 4. 実野現氏は、現に当社の監査等委員でない社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 5. 当社は実野現氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合、当該契約を継続する予定ではありません。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。実野現氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任し

た場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

7. 当社は実野現氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が可決され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りであり、比留間正宏氏は現に監査等委員である取締役小野尚之氏の補欠として監査等委員である取締役に就任いたします加藤雅教氏の補欠としての社外取締役候補者、田中宏明氏は現任の監査等委員である社外取締役岡本直也氏、及び第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案通り承認可決された場合に監査等委員である社外取締役に就任いたします実野現氏の補欠としての社外取締役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひるま まさひろ 比留間正宏 (1958年11月29日生)	1982年4月 旭化成工業株式会社入社 (現 旭化成株式会社) 2018年12月 旭化成ホームズ株式会社 コンプライアンス・RC推進部 部長 2019年4月 同社RC管理部 部長 2020年4月 株式会社森組 執行役員CSR統括部長 2020年6月 同社 取締役執行役員CSR統括部長 2021年4月 同社 取締役 (現任) 旭化成ホームズ株式会社 RC管理部付 (現任)	一株
補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 住宅メーカーにおける豊富な経験と幅広い知識を有しており、また、建設業界で取締役として経営に関与した経験を持ち、これらの経験・実績を活かすことで当社の経営と監査体制の強化を期待できるため補欠の社外取締役候補者いたしました。同氏が選任され就任した場合、特にコンプライアンス強化、CSRなどの観点から、経営に対する積極的な発言、監査を実施していただくことを期待しております。			
2	たなか ひろあき 田中宏明 (1988年3月20日生)	2014年8月 岡本政明法律事務所入所 (現任) 2014年9月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 登録番号50278	一株
補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待できるため補欠の社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任され就任した場合は指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に際し、客観的・中立的な立場で関与していただく予定です。			

- (注) 1. 補欠の監査等委員である各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 比留間正宏、田中宏明の両氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
 5. 田中宏明氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

(会場)

東京都中央区日本橋3丁目6番2号

日本橋フロント 6階 AP日本橋 ABルーム



<最寄駅> 東京メトロ銀座線 日本橋駅 B1出口から徒歩2分

JR線 東京駅 八重洲中央口から徒歩5分